

起業家の負担軽減に向けた  
定款認証の見直しに関する検討会  
第6回会議 議事録

第1 日 時 令和6年2月15日(木) 自 午前10時30分  
至 午前12時00分

第2 場 所 法務省3階302会議室

第3 議 事 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する意見交換

(次のとおり)

## 議 事

○佐久間座長 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会の第6回会議を開会いたします。本日はご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は議事にあるヒアリングのため、株式会社マネーフォワードの足立様、植木様にオンラインで出席いただいております。また2つ目のヒアリングとして株式会社ポラリファイの松山様からお話を伺いますが、後ほどオンラインで参加されますのでこのまま会議を進めます。

本日はまず、事務局から1月の議論の取りまとめを踏まえた検討状況について報告してもらい、その後に関係者からのヒアリングを行います。さらにその後時間の限りで今後の進め方に関する意見交換を行いたいと思います。

早速、議事に入ります。まず1月の議論の取りまとめを踏まえた現在の検討状況について事務局から説明をお願いいたします。

○遠藤室長 それでは事務局からご説明差し上げます。まず本検討会の取りまとめにつきましては、昨年末の第5回会議、それから年を明けてからの取りまとめに向けた調整につきまして、委員の先生方のご協力を賜りまして誠にありがとうございました。おかげさまをもちまして本日資料6として配布しておりますけれども、本検討会の「議論の取りまとめ」という形で取りまとめをさせていただきまして、先月31日に法務省のホームページにおいて公表させていただいたところでございます。

法務省としましては、現在この取りまとめを踏まえまして、中心的に取り上げて方向性を示していただきました「モデル定款」を使用した枠組み、それから面前確認手続の見直しに関する検討を今後進めていくにあたっての枠組みについて、こういった形で進めればよいのかということを検討しているところでございます。いずれにしても今後の検討にあたっては、これら「モデル定款」あるいは面前確認手続に関するデジタル技術の現在の技術の到達状況、今後の進展の見通し等について知見を取り込みながら検討を進めることが不可欠であると考えています。こういった認識の下で、関係する民間事業者や知見を有する専門家に個別にヒアリング等を実施しながら、今後の検討枠組みの検討を進めているところでございますけれども、本日の検討会でも、こういった技術的知見に明るい2事業者から今後の検討の方向性についても示唆をいただく趣旨で、ヒアリングを実施させていただくこととした次第でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○佐久間座長 ただいま説明のあった今後の進め方につきましては後ほどご意見を伺いますので、まずはヒアリングに進みたいと思います。今後の取組の参考とするため、本日は特に技術的観点を中心に、専門家からのヒアリングを行います。

最初に株式会社マネーフォワードのビジネスカンパニーSMB事業推進本部・新設法人推進部部長の足立様と、パブリック・アフェアーズ室副室長の植木様からお話を頂戴いたします。マネーフォワードでは企業活動を支援するプロダクトを民間で広く提供されていますが、本日はその中でも特にシステムの面からすでに提供しておられる定款作成支援サービスの概要や、今後のサービスの改善、機能拡充についての展望等をお話しいたします。さらに「モデル定款」に関する部分を中心に定款作成支援サービス事業者から見た本検討会の議論の取りまとめについての所感等もお聞かせいただければと考えております。

まず合計15分程度でお話をいただき、その後委員との質疑の時間を設けさせていただきます。

きたいと存じます。なお、質疑応答の後に時間があれば委員による意見交換の時間を取りたいと思いますので、本日のヒアリングも踏まえ今後の検討の進め方等について示唆があればご発言をお願いいたします。その際、委員の意見交換の途中でも時間の関係上、2つ目のヒアリングに議事を進めさせていただきますので、予めご承知おき願います。それでは、よろしくをお願いいたします。

○足立氏 マネーフォワードの足立と申します。よろしくをお願いいたします。

まず我々の会社は、ミッションとして「お金を前へ。人生をもっと前へ。」、ビジョンとして「すべての人の、「お金のプラットフォーム」になる」というミッションとビジョンを掲げまして、お金にまつわる様々なサービスを展開しております。具体的には個人向けの家計簿アプリですとか、企業向けにおいては会計ソフトであったり請求書ソフトといったようなバックオフィス向けのSaaSシステム、金融機関に向けては一緒にフィンテック推進であったりとか、DX支援といったことをさせていただいております。

本日はマネーフォワードで提供している「マネーフォワード クラウド会社設立」というサービスについてご説明差し上げます。サービス料は基本的に無料でして、クラウド上で会社設立、登記申請に必要な書類をユーザー自身が作成することができるサービスです。株式会社と合同会社の両方に対応しております。また、定款のみならず登記申請に必要な書類を一式作成することができます。会社設立後に必要になる税務署等への届出書類についても作成することができます。

実際の画面をお見せできればと思いますので、画面を切り替えさせていただきます。では、具体的な書類の作成手順をご説明いたします。我々のサービス上で、定款に必要な情報をユーザー自身で入力いただく形になります。まずは、会社形態、株式会社なのか合同会社なのかですとか、会社名、商号ですとか、本店所在地といったところを入力していただきます。そして「保存して次へ」を押していくと、クラウド上にデータが保存されていく仕組みになっています。その次に代表取締役ですとか、誰が会社を経営するのか、出資するのかといったところを入力していただきます。同時に発起人の振り込む資本金も入力していただいて、それらの総和が最終的に会社の資本金として定款に記載される仕組みになっております。

次に事業目的です。基本的には選択式になっており、選択肢の中から選んでいただいて、追加を押していただくことで定款に記載されるシステムになっております。また、選択肢に記載のない事業目的に関しては、自由入力でユーザー自身が追加することもできます。ここにおいて許認可が必要なものですとか、ユーザーが知っておかなければならない事項もあると思いますので、それらについてはサービス上で情報提供を行い、ユーザー自身が学習をしながら会社設立に必要な定款を作っていくというような体験を担保できるようにサービス提供しております。そして、定款の中身を決める項目としてはこのページが最後なのですけれども、資本金と決算というページで、1株当たりの株価ですとか、発行可能株式総数ですとか、取締役の任期、事業年度、および公告の方法について決めていただきまして、これらを完了するとひととおり定款に必要な情報の入力はこちらで完了したことになります。自身が入力した情報をこちらで確認いただいて、問題ないとユーザー自身が確認した上で次の画面に進む形になります。

先ほどお見せした流れで定款作成に必要な情報の入力は完了しておりますので、ここか

ら実際に定款を作って登記申請に向かっていく流れに入ります。まずは法人印を作るかどうかを決めていただいてご自身でご用意いただくか、弊社のサービス上でご用意いただくかを選んでいただきます。その後、紙の定款にするのか電子の定款にするのかを選んでいただきまして、定款の準備に入っていきます。実際にどこの公証役場で受け取りを行うのか、定款の内容に間違いはないかといったところで、ここの「PDF」とか「Word」といったボタンを押していただくと、例えばPDFですとこのような形で実際に先ほどユーザー自身が入力した内容を反映した定款が完成しております。そして定款作成に必要な発起人関係の書類である、印鑑証明書ですとか写真付き身分証明書等をアップロードしていただき、我々が提携している行政書士を紹介させていただいて、そちらと直接ご契約をいただいた上で、電子定款の電子署名及び公証人の事前確認を進めていただくこととなります。

無事に行政書士の電子署名が終わりましてユーザーに定款自体が納品されますと、ここからユーザーは実際に定款を受け取りに行くフェーズに入ります。ここは実際に公証役場に行って公証人との面談を行うこととなります。この定款の受け取りが終わりまして、出資金をユーザーが入金することとなります。そして出資金の払い込みをした証明を文書として残していただき、その上で最終的に登記申請に向かっていただく形となります。

少しかけ足気味ではございましたが、我々のサービスはこのような内容でございます。スライドに戻らせていただきます。

弊社調べで、会社設立に必要なプロセスと時間と費用をまとめさせていただきました。これを見ていただければわかるとおり、定款認証プロセスは会社を設立しようとする起業家にとっては多くの時間と費用がかかるプロセスになっていると認識しております。特に公証役場への事前確認から定款認証というところに関しては、繁忙期はかなり予約が取りづらいというご意見もいただいております。場合によってはかなりの時間がかかる。わざわざ公証役場を最寄りの公証役場から変えて定款認証に行くお客様もおられると認識しております。また定款認証費用においても、定款認証手数料を含む3.2万円から5.2万円の金額がかかるということも認識しております。

ここで少し変わります。定款作成支援ツールで作れる定款と我々のサービスで作れる定款の違いについてお話しさせていただきます。弊社サービスで作成できる定款と、定款作成支援ツールで作成できる定款の相違、差分について我々の方で確認をさせていただきました。結果的に、決定的な違いはなく、文体の細かいニュアンスの違いがほとんどであると認識しております。ですから内容としては大きな違いはほとんど見受けられず、「モデル定款」としての役割は実質的に果たしているのではないかと考えております。ですから、すでに「モデル定款」の運用に実態としては近い状態までこられていると認識しております。

これらを踏まえまして、会社設立、定款作成においてユーザーが感じている3大苦悩として我々の意見をまとめさせていただきました。大きく3つありまして、お金を使いたくないということと、時間をかけたくないということと、失敗したくないということの3つでございます。まず1つ目は、新設法人を創設する方で資本が十分に用意できているケースは、多くないと認識しております。また経験もあまりないということもありまして、できるだけ費用を抑えて事業の開始や、他のところでお金を使いたいと考えられているユ

ーザーが多いと考えております。2つ目に関しては会社設立手続以外にも事業開始の準備等多くのタスクを抱えているユーザーが多いです。特に正社員として働きながら会社設立や起業の準備をしている方も多くいらっしゃいますので、簡単に手間をかけずに会社を設立したいとユーザーは強く思っているのではないかと考えております。3つ目が先ほど触れましたとおり、初めて会社設立をする方々が8割以上なので、専門知識がなく相談相手が身近にいないケースが多い中で、定款の内容がこれでいいのか不安に感じられる方が多くいらっしゃいます。ですから「モデル定款」を利用させていただくことで一定程度そういった問題を解決できるのかなと考えております。

ご参考までにですが、ユーザーの意見として実際にアンケートを行った内容から抜粋しまして、定款認証のプロセスについていただいている意見を読み上げさせていただきます。「形骸化したやりとりで内容がまったくない」や、「ただ読み上げるだけの面談でした」、「創業期でただでさえ資金が不足しているので手数料が高い」、「オンラインでAI審査できないのか」等です。かなり痛烈な意見をいただいている状況ではございますが、ユーザーの直接の意見として受け止めていただけると幸いです。

ここからサマリーについてお話しさせていただきます。先ほど申し上げました3大苦悩について、裏返しにはなるのですが、どう解決していくべきかについてご提言させていただきます。まず1つ目については費用の削減というところで、現在見直しを行っていただいている公証役場での定款認証プロセスを踏まえた認証手数料や、その他登記時にかかる登録免許税等、会社設立に必要な費用を下げることによってそのハードルを下げるのが期待できると思っております。2つ目は手続の簡素化として、手続に関わる手間や時間を削減することによってユーザーのストレスを取り除くことができると考えております。将来的には諸外国のようにオンラインのみで1時間足らずで会社設立ができるようになる等、こういったことが実現できるようになると会社設立や起業のハードルは大きく下げられると考えております。3つ目はユーザーに安心を感じていただくというところでして、「モデル定款」の利用促進等を通して我々もぜひ協力させていただいて、既存の定款を編集するイメージでユーザーに定款を作成いただくことで安心を提供できると考えております。今後の議論の期待に関しては、植木からご説明いたします。

○植木氏 植木でございます。冒頭に事務局の方からもお話があったところではございますけれども、この検討会での議論の取りまとめを踏まえて、ぜひこうしたところを引き続きご議論いただきたいということを事業者の要望として記載させていただいています。

この説明のところを少し補足させていただきますと、今回、法務省様、日本公証人連合会様の方で進められている定款作成支援ツールを利用した48時間以内処理の対応について、ご相談も進めさせていただいておりますので、こういった今回の皆さまの取組に沿った形でのユーザーの利便性向上を進めさせていただきながら、こうしたところの議論も引き続き行っていただきたいとのお願いでございます。私からの説明は以上でございます。

○佐久間座長 足立様、植木様、誠にありがとうございます。それではご意見、ご質問を伺います。原田委員お願いします。

○原田委員 行政書士の原田と申します。ご説明ありがとうございます。

2点ほど確認をさせていただきたいと思えます。まず提供するフォーマットとなる定款案の作成については、どのような頻度、タイミングで改訂や見直しをされているのかにつ

いて教えていただきたいと思います。例えば、会社設立に関連する業法の改正があると思いますし、またスタートアップ側のニーズが変わってくることもあろうかと思ひます。色々なきっかけがあると思ひますので、定款案のフォーマットの改訂が必要になると思ひます。特に事業目的の記載に関する部分について、どのような観点からどの程度の見直しを行っているかを教えていただきたいと思ひます。

もう1点は、御社が提供されている定款作成支援サービスについて、参考資料14の3ページには、電子定款を行政書士が作成しているとなっておりますが、行政の許認可申請との関係がどのように位置付けられているか、サービスの全体像を教えていただければと思ひます。例えば、個人事業主が法人成りする場合に会社設立とともに許認可が問題になるケースもあろうかと思ひます。先ほどのご説明の中では「ユーザーが学習して」とご説明いただいたのですけれども、許認可申請についてユーザー自身の学習では対応できない場合に御社では何らかのサービスを提供されたり、許認可が必要になることを念頭に置いて、定款案の内容に関する対応をされているのか、又は、今後の可能性として定款作成の支援サービスの内容として、例えば許認可の要否の判断や、それを踏まえた事業目的の記載に関する対応が技術的に可能であるかについて、ご教示いただければと思ひます。

○足立氏 1点目のフォーマットとなる定款をどのような頻度で見直しをしているのか、どういったタイミングで見直しをしているのかということにつきましては、定款の項目やルールが変わったタイミングを行政書士の方々と連携させていただいておきまして、そこから教えていただいたり、我々のサービスでキャッチアップさせていただいたりして、それを認知したタイミングで見直しをしております。

2つ目の許認可申請との関係についてですが、まず電子定款の作成における全体像をお話しさせていただきますと、提携している行政書士をご紹介し、ユーザーと行政書士が直接契約いただいて、電子定款作成、電子署名を行っていただくスキームでございます。その中で許認可申請については、ユーザー自身が調べて許認可申請が必要な場合には行政書士等に依頼をするというフローをとっております。

○原田委員 ご丁寧な説明をありがとうございました。もう1点あるのですが、事業目的に応じて許認可の要否を判断したり、ユーザー自身が許認可の要否を理解できるような仕組みについて、技術的に対応することが可能かどうかをご教示いただければと思ひます。

○足立氏 事業目的等に応じて許認可が必要かどうかをユーザーに知らせられるかどうかということに関しては、技術的には可能です。どういった文言が含まれる場合に許認可を必要とする、判定するロジックを構築することが必要だとは思ひのですが、実際にユーザーの事業目的に鑑みながら、サービス上で許認可が必要だと思ひますとアドバイスを行うこと自体は可能と考えています。

○植木氏 補足をさせていただきます。あくまでも技術的に可能なのはキーワードに対して何かしらのメッセージングをするということになります。システム的に許認可が絶対に必要であるとの判断をするところまでは至らないと考えています。そういった最終的な判断ということまで含まれるとすると、その行為自体について業法との関係があるかと思ひますので、システムとしては、キーワードに対して、こういう場合は許認可申請が別途必要になることを情報としてお知らせするということになろうかと思ひます。

○原田委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 梅野委員お願いします。

○梅野委員 ご説明ありがとうございます。弁護士の梅野と申します。2点お伺いさせていただきます。先ほど実際の定款作成のプロセスを拝見したのですが、おそらくここで想定されている会社は、取締役会等を設置しない非常にシンプルな形の会社だと思います。そこで、取締役がいる会社であるが取締役会は置かないといった、これから作ろうとする会社の出来上がりの姿、ガバナンスの在り方についての説明や、会社を設立した場合の意思決定の仕組みについての説明をどこかでされているのか、どこかの資料を参照する形になっているのかをお伺いしたいと思います。

2点目は、参考資料14の4ページ等を拝見すると、電子定款は基本的には行政書士が作成する流れをとっていただけると思うのですが、クライアントがご自身で電子定款を作成して電子署名をするというプロセスもあり得る中で、そのようなシンプルな形をとらずに、行政書士を紹介して行政書士が電子定款を作成する形にされている理由を教えてください。

○足立氏 まず1点目の定款に記載されている非常にシンプルな会社形態において、こういったガバナンスを前提とした経営がされていくことになるのかについて、ユーザーが理解するきっかけを与えているかどうかに関してですが、サービス上で言及しているところはございません。ですから「モデル定款」に近いものを利用いただくユーザー自身が調べる必要があるものと考えております。

2点目のなぜ本人が定款を作成せずに行政書士に依頼するのか、本人が作成する方法は用意していないのかというところなのですが、実際に本人が電子署名をして電子定款を作成する際にはいくつかのハードルがあります。ご自身で電子署名をするためには、他のソフトウェアのインストールや一定のツールを使えるリテラシーが必要です。加えて、本人確認書類をスキャンする必要があったり、個人事業主のご経験がない方はICカードリーダーをお持ちでない場合もあります。こういったことから、行政書士へ電子署名を依頼する方が簡単で楽であるといったところもあって、わざわざご自身で行う方が我々のサービスの中では少ないというところが理由であると考えております。

○梅野委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 増田委員お願いします。

○増田委員 全国消費者生活相談員協会の増田と申します。ご説明ありがとうございます。会社設立においてユーザーが感じる3大苦悩ということで3つ挙げられまして、本当にそのとおりだろうと思いました。御社のサービスでは内容に関するアドバイス、指導は行っていないというご説明でしたが、定款の内容はこれでよいのか不安に感じる方がおられるということで、不安に思うところをどこかに相談したいのではないかと思います。その点についてどういう対応をされているのかをお伺いできればと思います。また、御社のサービス上で作成できる定款案はあくまでもモデルだと思いますが、万が一、その内容に不備があり、それが結果的に賠償問題になってしまうといったケースについての手当等を考えていらっしゃるのかどうかについても、お伺いしたいと思います。

○足立氏 1点目は、ユーザーが不安を感じて相談したいという場合に我々がどういったサポートを提供しているのか、どういった案内をしているのかというご質問だと思います。我々の方からはサービス上での情報提供に加えて、「お近くの司法書士等の専門家にご相

談ください」ですとか、「創業支援事業等の相談窓口に行かれてみてはいかがですか」とご提案しているのが現状でございます。

2点目の書類に不備があった場合の賠償をどうするべきかというご質問については、現状は我々のサービスを通してユーザーが自身で作成された書類はユーザーの責任において作成されたものという形になっております。法務局で登記申請が通らなかった、不備があったというケースは、私も2～3年くらい関わっているのですが、1件程度しか見たことがないような状況でして、ほとんど生じていないのが現状と思っています。これまで賠償になったケースはありませんし、今のところユーザーに不備があった場合に我々が何か賠償するといったことは考えていないというのが現状の回答です。

○佐久間座長 次に後藤委員、鈴木委員、堀委員、神作委員と続けて、要点をまとめてご質問をお願いします。多くなりますけれども、まとめてお答えいただけますと幸いです。

○後藤委員 東京大学の後藤です。今もあった、相談に応じられるのかどうかというところについてです。最初に確認させていただきたいのが、先ほども御社としては相談に応じることができない。例えば事業目的に応じて許認可があるかもしれないということを、技術的にチェックすることは可能だけれども、それが業法上認められるのかどうかネックになるかもしれないというご説明があったように思います。それは基本的には弁護士法72条ですとか、司法書士法と行政書士法にも同じように資格を持っていないとできない業務があって、それに当たる可能性があるからということだと思えます。そうしますと、それは現状としてやはりそのリーガルリスクは取りたくないというのが事業者としての考えだと思えます。昨年、AIを用いた契約書の審査について、こういうやり方をすれば弁護士法72条にヒットしないということのガイドラインを法務省が出されたというのがありますが、そういうものが仮にあればその範囲内で行うことはできると理解をさせていただきましたが、その理解でいいか確認をしたいというところなんです。

その上で、失敗したくないので相談したいというニーズがあるかもしれないというところなのですが、初めてなのでどうすればいいかわからないという、具体的ではない漠然とした不安感を感じているだろうというのはよく分かります。ユーザーから例えばこういうことについて相談しなかったというのが、もし利用後のアンケート調査などで把握されていたら教えていただきたいと思っています。その中身が適法な会社ができるかどうかというレベルのものなのか、もしくは取締役の任期を2年にすればいいのか10年まで延ばした方がいいのかというような、数字をどこに設定するかといった、会社法上は全部適法なのだけれども、一般的にはどれくらいなのかというレベルの質問なのか。他には許認可があるかどうかという質問もあるかもしれないのですが、その辺りを把握されていたら教えていただきたいと思えます。

最後に、結果としてこのサービスを使って会社を設立させた後に、うまくいかなかったという苦情が寄せられたことはありますでしょうか。賠償までいかずとも、結局うまくいかなかった、なぜそれを教えてくれなかったのかというような苦情がされることがあったかについてです。以上、3点教えていただければと思います。

○鈴木委員 司法書士の鈴木でございます。

私からは3点ございます。まず、行政書士の方に電子定款に電子署名をいただくというところですが、行政書士はあくまでも電子署名だけをするのであって、定款の中身



については関与しないという理解でいいのかということが1点目です。

次にスライドの13ページの面前確認の不要化というところで、マイナンバーカードを使えば本人確認および設立意思の確認が可能という記載がございますけれども、このマイナンバーカードを使って設立意思の確認が可能だというのは、どのような整理をなされているのかというのが2点目です。

そして「モデル定款」の制度化ということで、「モデル定款」を使うと定款認証は不要とすることも検討できるのではないかとありますが、「モデル定款」というのは、先ほど後藤委員のご指摘もありましたけれども、法律上適正なのかどうかという問題と、その会社がその起業者にとって適正であったのか、相当であったのかという問題もありますし、先ほど申し上げた設立意思の確認の問題、さらにはマネーロンダリング対策の問題、そのようなところまで「モデル定款」で解決、解消できるのかというのが3点目でございます。

○堀委員 前提の確認と質問が1つです。4ページ目で御社のサービスで法務局を選択して登記申請をできるということが書かれていて、デモでも見せていただいたと思うのですが、公証役場に書類を提出するところと、法務局に登記申請をするところをいずれも電子化されて支援されているのかどうかということを確認したいです。

それを前提として、5ページ目で、諸外国ではもう1時間で登記も完了できるのだということと比較して日数もかかり、手続が行ったり来たりする。色々なところをお願いしなければいけなくて、必要な書類を集めていくのに時間がかかる。また印鑑で結構時間がかかると思ったりしております。

今回、日本公証人連合会に「モデル定款」をご用意いただいて、48時間以内に定款認証を完了するということになりまして、この赤字の部分がぎゅっと短縮はするのですが、最後の13ページ目の更なる期待というところでは、もはや定款認証はいらぬのではないかとご提案までいただいたかと思うのですが、一貫通した手続全体を見て、どうしたら諸外国に近づけられるように手続の省略化が考えられるのか、お考えを伺いたいです。

○神作委員 学習院大学の神作と申します。私は1点のみご質問というかお願いです。ご説明いただいた内容はだいたい理解したつもりなのですが、例えば、1年間に利用者がどれくらいいて、それによって何通の定款が作成されているのか。発起人の人数や役員の数平均はどれくらいか。こういったアウトプットというのか、このサービスを経由して定款がどのような形でどれ位作られているのかという実態を教えてくださいと非常にありがたいと思います。企業秘密なのかもしれませんが、この場でなくても結構ですし、差しさわりのない範囲で結構です。統計的な数値や定款の内容、特に自由記載欄にどのような記載があったかということをお教えいただけると、この検討会にとって大変有益だと思いますので、よろしくお願いたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。非常に質問が多数にのぼりましたが、可能な範囲で、ご回答いただけると幸いです。

○足立氏 まず1点目です。ユーザーが不安になった場合にできるアドバイスについては、ご指摘の通りリーガルリスクがあると認識しております。しかし、AIによる契約書レビューと同じように、ガイドラインがあればよりユーザーの方に対して会社設立手続のサポ

ートが提供できるのではないかと考えております。ユーザーにとって価値があるところでおかつ既存の事業者の迷惑にならない範囲で我々ができることであればお役に立ちたいと考えています。

2点目です。ユーザーの不安はどこにあるのかというところで、定款の内容が適法かどうかというレベルで気にされているのか、各論の事業年度や役員の任期といったところを気にしているのかというところですが、結論から申し上げますと後者です。自分自身が会社を経営していく、運営していくということにあたって、この内容がベストになっているのかどうかを気にされている、不安に感じられているケースが多いです。ですから、何となく全体を見ていただいて、こういったビジネスをやりたくて、こういった会社を作りたいのであればこの定款で問題ないというお墨付きをもらいたいという不安が大きいのだと思います。

3点目です。登記申請がうまくいかなかった事例はあったかというところなのですが、先ほどお話ししましたとおり、これまで関わってきた中で登記申請が実際にうまくいかなかったことは数件あるかないかというレベルでございます。実際にあったのは、例えば、法務局によってチェックする内容が微妙に異なることがあると認識してまして、ここの法務局ではこういった内容を指摘されるのだけれども、他の法務局では指摘されないといったことがあります。そういった法務局間の差分について指摘を受けたという事例は聞いたことがありますが、補正可能な程度の指摘でしたので、そのユーザーは問題なく登記完了できたと認識しています。

4点目です。行政書士の方は、電子定款に電子署名のみを行っており、電子定款の内容の確認は行っていないという理解でいいかという点についてですが、ご理解のとおりでございます。電子署名のみを行っておりまして、定款の内容のレビューやアドバイスは行っていただいております。

5点目の、面前確認を不要とした場合に、本人の意思確認はどのようにできると考えているか、「モデル定款」の汎用性についてのご質問は植木から回答させていただきます。

○植木氏 この点については、この検討会や規制改革会議など政府内でも議論されているところですので、ユーザー目線に立った我々の立場からの考えではあるのですが、まずマイナンバーカード、JPKIに関して申しますと、様々な民間の契約についても電子署名で行われていますし、個人の手続についても一番厳格な本人確認手段であり、能動的に手続が行われていることをもって、素人的ではありますが意思確認まで足りているのではないかと考えています。より詳細な議論は専門家の皆様でやっていただくところとは思っていますけれども、我々の思いとしてお伝えをしているというところでございます。

それから定款認証の機能について、「モデル定款」で充足できるのかという点についても同様ではあるのですが、必ずしもすべてを定款認証の場で解決しなければいけないかというところについては、ややユーザー目線に立った疑問もございまして、例えばマネーロンダリングについては法人の銀行口座開設の場面でも厳格な確認がされますし、会社を実際に作って動かすという体系を考えた時に、定款認証が果たしている機能をどの場面で担保すべきか、別の考え方もとれるのではないかとということでご意見を差し上げたものでございます。

○足立氏 堀委員からのご質問についてですが、公証人に対する定款認証の嘱託と法務局に

対する設立登記申請については現状対応しておらず、必要な書類の作成を行うことができるツールを提供しているにとどまります。

その上で、改善すべき点として考えられるのは、まず、定款認証手続の簡素化です。定款認証においては、電子定款を利用した場合であっても、公証人に対するメールでの事前確認、加えて対面またはウェブでの面談、そしてメールや特定のシステムを用いた電子定款の受け取りが必要となっています。多くのケースで公証人による定款への指摘がない状況だと認識しておりますので、この手続について引き続き簡素化または撤廃などのご検討を頂けますと幸いです。

また、定款認証以外の会社設立に関わる手続についても、簡素化が必要です。法務局での登記申請以外に、年金事務所と、税務署・都道府県税事務所・市区町村役所への届出は異なるフォーマットでの提出となり、ユーザーはそれぞれの提出機関での期限を確認し、実際に現地に提出に赴く、または電子申請システム等を用いて提出をする必要があります。

これらの一括申請を可能にする「法人設立ワンストップサービス」がありますが、これも、これらの各省庁や機関への届出フォーマットをそのまま統合したAPIに留まっています。弊社のような会社設立支援サービス事業者がこれに対応するためには、各システムごとの仕様やフォーマットに沿った開発が必要であり、多くの開発工数が必要になっているのが現状です。システム面においても「ワンストップ」の実現が必要です。定款認証以外に関しても簡素化を行うことで、ユーザーおよび事業者の両方にとってよりスムーズな法人登記や会社設立の体験を提供することが可能になると考えます。

最後に、定款認証における費用・手数料の削減も必要です。定款認証においては、会社設立をされる方に対して3.2～5.2万円の費用負担を強いている状況です。起業を促進していく観点からも手数料の大幅な引き下げの検討が必要です。

続いて、神作委員からのご質問についてですが、弊社サービスを通して作成されている定款数や設立された会社の発起人の数、役員の数等については非開示情報ですので、回答を控えさせていただきます。

自由記載欄の利用状況については、サービスをご利用いただく多くの方は、用意された選択肢を利用して定款を作成し、出力された定款データの編集も行わないケースがほとんどでございます。自由入力欄を使用されるケースにつきましては、弊社が用意していない事業目的を採用されたい場合などが挙げられます。

○佐久間座長 ありがとうございます。時間の都合がございますので、ここで終えさせていただきます。

本日は足立様、植木様におかれましては、大変貴重なお話をたくさん頂戴しました。検討会を代表いたしまして心よりお礼を申し上げます。それではご退室いただければと存じます。

では、次のヒアリングに進みます。株式会社ポラリファイの取締役兼チーフプロダクトオフィサーである松山次郎様に、ご多用のところご出席いただいております。誠にありがとうございます。

株式会社ポラリファイは生体認証技術を活用した本人認証プラットフォームサービスを提供しており、本人確認のためのeKYC技術を広く展開しております。松山様からは技術的側面を中心に、eKYC技術とそれを用いた本人確認サービスの概要、さらにeK

YCサービスの今後の改善、機能拡充についての展望をお話しいたします。

また、本検討会でも取り上げてまいりました発起人の意思確認や真意の確認の機能の実装可能性についてもお考えをお聞かせいただきたいと考えております。

まず松山様から15分程度でお話をいただき、その後委員との質疑の時間を設けさせていただきます。松山様、大変お待たせしました。よろしく願いいたします。

○松山氏 よろしく願いいたします。ポラリファイの松山と申します。

まず自己紹介というか我々ポラリファイが何者かというお話をしたいと思います。株式会社ポラリファイは2017年5月に設立された、生体認証を中心とした総合認証サービスを提供する会社です。サービスのラインナップとしてはeKYC、eAuth、eGuardということで身元確認、本人認証、不正検知、この3つのサービスを展開しております。ポラリファイはSMBCがメインの株主として、SMBCが自ら立ち上げたというところで、他にも生体認証技術を持っているアイルランドをもともと主体としたDaonという会社と、NTTデータの3社の合弁会社という形になります。

我々は今、実績としてeKYCではベンダーシェア2021年実績No. 1と言っています。このシェアNo. 1も色々なところが色々な形を出しているのが複数社がNo. 1と言っていますが、我々のところも一応数量、金額で見るとNo. 1なのではないかと見えています。すでに導入内諾先を含めて240社にお使いいただいている、eKYCの処理件数で4,500万件以上処理しているという、国内でも有数のeKYCベンダーと自負しております。

我々のサービスなのですけれども、先ほど申し上げたeKYC、eAuth、eGuardという3つの形で展開しています。このeKYCの中には公的個人認証サービスJPKIも含んでおります。主に法令対応の部分である犯収法、古物営業法、携帯電話不正利用防止法に対応した身元確認がオンラインでできます。法令に対応した身元確認の部分と、法令外のところでもシェアリングのエコノミーや各種入会手続の場面での身元確認について、法令対応ほど厳格ではないけれど、もう少しライトな形でやりたいというお客様向けにもeKYCサービスを提供しております。右側のeAuthは認証の方として、ログインや取引時、取引と言っても例えば銀行でいうと送金や振り込み、オンラインで何かサービスを契約する、予約する、そういう場合の認証のサービスも提供しています。クラウド型とデバイス型の2種類あるのですけれども、これは何が違うかと言うと、クラウド型は生体情報をクラウドに保存する、保管するという方式です。デバイス型は生体情報をデバイスの中で保管、管理しますが、サーバー側では端末の認証を行うといった形の認証方式になります。真ん中にeGuardということで不正検知のサービスがありまして、身元確認と認証ともに色々な形での不正な突破を試みるケースがあり、実際に不正な申し込みにより突破された、不正な認証が行われたということもありますので、日々そこに対して対策を打っていくというところと、我々の方で先んじてセキュリティレベルを上げる施策を打っていくことを行っております。

ここでeKYCとは何かという基本的なところから振り返ります。釈迦に説法になったら申し訳ないのですけれども、ご説明を差し上げますと、少なくとも私の解釈ではeKYCというのは犯収法でいくと6条1項のホとへとワの3つがメインの手法と思っております。厳密に言うとトの(1)(2)もeKYCに入ってくると思うのですけれども、ほぼ利用

されていないということを考えると eKYC と言った時に、実態としてはホとヘとワ、この3つの方式のことを指すと思っています。ホは何かと言いますと、まずセルフイ容貌の撮影と本人確認書類の撮影、その場合本人確認書類は表、裏に加えて厚みも撮影するものがホになります。ヘについては、セルフイ容貌の撮影は同じなのですが、書類の撮影ではなく書類の ICチップ情報を読み取るというところがホと違うところです。ICチップの中にある顔画像とこのセルフイ容貌の顔画像が一致していることを確認するのがヘになります。ワについては皆さんご存じのとおり、マイナンバーカードの署名用電子証明書を使った本人確認手法ということになります。

各手法の違いを改めて整理しますと、まず一番本人確認書類のカバレッジが広いのは何かと言われると、これは圧倒的にホです。免許証からパスポートまで、顔写真の付いた本人確認書類はすべて利用できますので、ホがやはり一番圧倒的に本人確認書類の種別のカバレッジが広いことになります。唯一、健康保険証は顔画像が付いていない本人確認書類ですので使えないことになります。ヘについては ICチップが付いている本人確認書類に限定されますので、基本的には免許証、マイナンバーカード、在留カードの3つ、特別永住者証明書も入れると4つになります。ワになるとこれがマイナンバーカードに限定されます。本人確認書類のカバレッジとしてはワが一番狭いのですが、マイナンバーカードの普及自体が進んできましたので、そこのデメリットもだいぶ無くなってきているのが現状です。

次は別の観点です。先ほど言ったカバレッジが一番上なのですが、それ以外のところで各方式の比較をしています。ここで取り上げたいのは、下から3つ目の偽造判定のところと、下から2つ目の事務負担のところ。ホが偽造判定、偽造による突破のリスクが一番高いものになります。今、運転免許証は偽造された書類が、品質が高いもの、見た目では全然判別できないレベルのものがかなり安価で出回ってきていますので、それを撮影されて、目検で本物、偽物を見破るのは相当難しくなっています。ただ、ヘやワになってくると ICチップ読み取りになるのですけれども、ICチップの中の情報までは偽造できないので、ここはセキュリティ、偽造判定という観点では一番安心安全な手法になっていることになります。もうひとつ事務負担というところです。身元確認は、ユーザーの負担だけではなくて事業者側でも申し込まれた情報を色々と確認しなければいけないのですけれども、その事務負担という面でホが一番事業者側の負担が大きい手法になります。なぜならば撮影した書類の画像を目検しなければいけません。本物か偽造かというところも目検ですし、厚みがちゃんとあるかということも目検ですし、申し込まれた4情報、氏名、住所、生年月日と書類上の氏名、住所、生年月日が合っているかということも確認が必要です。その点、ヘやワの ICチップの中の情報読み取りに関しては基本的に ICチップの情報を正として扱うことができますし、画像ではないのでそれは目検する必要がありませんので事務負担が非常に軽くなるというメリットがあります。

偽造判定と事務負担以外の比較については少し細かいので飛ばして、次から、実際にホの方式について具体的にどのようなことをしているのかをご説明します。ステップ数としては基本的に5個あります。これは弊社の場合であり、弊社以外の場合は基本的に6ステップあると思ってください。ホの場合は何をするかというと、まず書類の撮影で表面、厚み、裏、この3種類を撮影します。その後にセルフイの撮影をして、弊社だとここで終わ

るのですけれども、他社の場合ですとこの後にランダムな動作、例えば右を向いてください、左を向いてください、上を向いてくださいとか、顔を傾けてくださいとか、瞬きをしてくださいとか、そういうランダムな動作の中からいくつかを選んで、その行為をしてもらって撮影することが必要になります。その後に書類の顔画像とこの容貌の顔画像をシステムの自動で照合、一致確認します。その結果を事業者にお返しするのがホ方式になります。

実際の画面の動きですが、免許証を選んで表面、裏面を撮影します。まずは撮影前の説明画面です。次にカメラが起動してガイド枠が出ますので、そこに免許証を合わせると、弊社の場合は自動的にシャッターが切られます。次に厚みの撮影です。同じく机の上に置いて斜めに撮影すると自動的にシャッターが切られます。最後に裏面です。この後、容貌の撮影を行います。容貌の撮影は基本的にはシンプルでガイド枠に合わせてシャッターボタンを押す形になります。この後は顔画像の照合です、書類の顔画像と先ほどの容貌セルフイの顔画像が一致した場合に「完了しました。次の手続に進みます。」というメッセージが出ます。もし一致しなかった場合には、またホの最初に戻っていただいて書類の撮影から始めるというフローになります。

技術的に説明したかったことは、書類の撮影についてはそんなにはなくて、容貌の撮影についてです。なぜ弊社はセルフイの撮影だけでいいのか、なぜ他社は横向いて、上向いてというランダムなアクションを撮っているのか、ですが、これはリアルタイムチェックを実施しているためです。セルフイがその場で本当に撮影されていること、例えば写真であったり、パソコンの画面に映っている他の人の顔であったり、過去に撮影されたものを撮影していないことを確認することをリアルタイムチェックと言いますが、弊社の場合はセルフイ容貌を撮影したその画像でリアルタイムチェックが判定できるところが技術的に他社と比べて若干アドバンス、先行していると思っています。AIに学習させたモデルがありまして、例えば、写真やパソコンの画面に映っている顔だと、顔の部分と背景の部分の光の反射が変わってきます。本物の顔の場合は顔の部分は光の反射がわりと近い感じで返ってきますが、背景は光の反射がその分薄くなるというか、なくなるはずですが、なぜならそこに反射するものがないからでして、背景なので後ろの方に反射する壁があるはずなのです。これが写真やパソコンの画面、ディスプレイの場合になると、すべてがスマホで撮影すると同じ反射が返ってくるという特徴があります。こういった特徴を分析してある程度高い精度でリアルタイムチェックができる。このことが本日皆様にご理解いただきかった部分です。これによって何が防げるかというと、写真やディスプレイに映った画面、つまりよく最近言われているディープフェイクですね、他人の顔を使ってさもその人がしゃべっているようなことを作れるというものです。自分の顔を映して何かをしゃべるのですけれども、ディスプレイにはその顔を他の方の顔に変えて、さもその場でしゃべっているようにする技術があるのですけれども、あれも結局パソコンやディスプレイには映さなければいけないので、ディスプレイに映った顔を検知できるという意味では、このリアルタイムチェックで判定、検知できるところまでできています。これが今の技術レベルになります。

次がへ方式になります。書類撮影の代わりにICチップの読み取りを行って、容貌セルフイの撮影をしてICチップの中の顔画像とセルフイが一致すればOKという方式です。

ワの説明になります。ワは皆様もお使いになられたことがあると思いますが、基本的にへと大きくは変わらなくて暗証番号を入れて I Cチップを読み取って、その結果を送信するものになります。 I Cチップ読み取りの部分動画を観ると、基本的にはスマホのアプリでの操作となります。最初に暗証番号を入れることとなります。スマホの裏側に I Cチップを読み取る N F C というものがありますので、その場所に合わせてマイナンバーカードを裏面にピタッとくっつけるイメージです。暗証番号を入れた後にそれを読み取って、結果がスマホで取れるという形になります。

ここまでの e K Y C の今の機能のご説明になります。ここからは e K Y C の今後、これからの将来、 e K Y C はどうなっていくのかというところをご説明いたします。 2023年6月にデジタル庁がデジタル社会の実現に向けた重点計画を発表しました。その中で身元確認の方法については、基本的にマイナンバーカードの公的個人認証 J P K I に原則一本化することが記載されています。スケジュール的には2024年度中に改正内容を決定、パブリックコメントで色々な意見を収集して改正内容を2024年度中に決定し、2025年度におそらく施行されるのですけれど、すぐに置き換わるというよりは十分な準備期間、移行期間を確保した上で完全に一本化するという形になると思っています。我々の業界では、おそらく2年から3年くらいが移行期間としてあるのではないかと予想しております。それ以外にもデジタル庁は、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、先ほどお見せしたような身元確認ができるように、マイナンバーカードの I Cチップ情報をスマホに搭載するという対応を行っています。アンドロイド版はリリースされています。 i O S 版は時期未定です。そして個人向け認証アプリのリリース、先ほど I Cチップの読み取りはアプリで行うとご説明したそのアプリのデジタル庁によるリリースが2024年度中に予定されています。これによって事業者が I Cチップの読み取りアプリを個別に開発しなくても共通的に使えるようになるというメリットが出てくるのが予想されます。こういうことを受けて、犯収法や携帯電話不正利用防止法、古物営業法を遵守する業界における身元確認は今後3年から5年、ないしは6年かけて、公的個人認証に一本化されていく予定です。課題もちろん存在しています。ひとつはマイナンバーカードの非所有者です。マイナンバーカードの普及率は高くなったとはいえ、持っていない人、持ちたくない人、持って歩きたくない人がいらっしゃいますので、そこをどうするかというところは課題として残り続けています。また、スマホや A T M でも I Cチップの読み取りはできるのですけれど、やはり操作が難しいというか、今までにない操作なので、使い方がよく分からないという方は結構いらっしゃると思っています。 I Cチップの読み取りはスマホのアプリか A T M 等の読み取り機が必要ですので、逆に言うと金融、キャリア、中古品売買のサービスを提供している事業者のほとんどはメインのチャンネルがブラウザになりますので、アプリ等を持っていない事業者にとって、公的個人認証を使うことには課題があります。先ほど申し上げたデジタル庁がリリースされる個人向け認証アプリがひとつの課題解決策になり得ると考えています。

最後に、マイナンバーカードと暗証番号が譲渡されればなりすましは容易に可能になってしまうことが課題として挙げられます。特に意図的な譲渡による成りすましが今後社会問題化することが予想されます。マイナンバーカードに一本化されるとそういう譲渡による成りすまし、不正利用が出てくるだろうと予想しています。その対策として、我々の業

界は、容貌セルフイを撮っておくことと、マイナンバーカード内のICチップの顔画像とそのセルフイが一致していることの確認が成りすましの対策としては有効だと考えています。

ここからは身元確認からは離れて、意思確認のデジタル化についてお話しします。

ここからは完全に私の私見になります。会社や業界を代表してお話しするものではありません。今回の検討会でも議論されているところだと思うのですが、定款認証における意思確認の目的を分解すると、だいたい3つに大別されると思っています。1つ目が定款で定めた内容、事業目的、組織形態等の意味、目的を正しく理解しているのか。2つ目が定款作成、会社設立に伴う法的な責任やリスクを理解しているのか。最後が犯罪抑制というか、実態のない会社を犯罪や反社会的な行為に利用して不当な利益を得ることを意図していないかということを確認する。この3つが意思確認の目的としてはあると考えています。この3つを一気に解決するデジタルソリューションはなかなかなくて、おそらくそれぞれの目的に応じて、どういうふうにデジタル化していくかを議論していくのがいいのではないかと考えています。例えば、このうち前二者のAとIに関しては、私の所属している銀行でよくあるのですが、コンプライアンスとか個人情報管理とか、色々な講習動画を見て、その後に理解度テストに回答する形式の研修があります。100問あるうちからランダムに10問が出されて、80点以上、80%以上正答しなければならない。こういう形式だとどうしても動画をきちんと見ますし、理解度テストの80点をクリアしなければいけない、網羅的に中身を理解する必要があるので、AとIの目的、リスクの理解を促すには有用ではないかと考えています。また、それだけではなくて、後で「あなたはあの時こういう目的で会社を作ると宣誓しましたよね」という記録を残しておくために宣誓動画の撮影・保存も有用ではないかと考えています。ウの犯罪抑止については、会社の設立前、設立のタイミングで公証人の方とface to faceで面談することが抑止になっていると思うのですが、それをデジタル化するにあたっては、設立時だけではおそらく不十分で、会社設立後も含めて継続的にかつ繰り返しチェックしていく仕組みが有効ではないかと考えています。例えば、発起人や代表者に対して定期的に意思確認、状況確認のアンケートへ回答してもらおう。それに対してマイナンバーカードによる電子署名をしてもらおう。プラスして、セルフイの撮影をしてもらって、マイナンバーカードの中の顔画像と一致すること、本人が本当に電子署名をしていることまで確認する。こういったことにより犯罪抑止につながる可能性が高いと思っています。電子署名や容貌を記録することで誰がいつそのアンケートに回答したのかが明確に分かるので、何か違法行為があった場合には、すぐに捜査機関や脱税の場合は国税局等と連携することが可能になりますし、当然犯罪をする側としてはそういう情報を渡したくないので、色々な手法を考えるとと思うのですが、そういう行為をしなければならないこと自体が犯罪の心理的抵抗につながると考えております。

長くなりましたけれど、私からのご説明は以上になります。何か質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。それではご質問のある方お願ひいたします。

○原田委員 行政書士の原田と申します。本日はありがとうございます。1点教えていただきたいと思うのですが、先ほどご説明がありましたように、発起人の真意の確認



について、技術専門家の立場から、現在の民間サービスでデジタルでの意思確認として用いられているものについてのお考えを教えてくださいたいと思います。私も詳しくはないのですが、例えば、ネット取引やアプリの決済ですと、約款や重要事項にチェックを入れるような仕組みや、長文の説明書きを画面上でスクロールしなければならないといった形で確認する方法があると思います。そういった方法でデジタル上の意思確認、担保の方法として足りると一般的に考えられているものなのかということ。そして、仮に厳密に意思確認、理解を確認しようとした場合には、参考資料15の24ページのような方法が考えられると思うのですが、もしその他の方法として考えられるものがあればご教示いただければと思います。

○**松山氏** ありがとうございます。まず意思確認についてです。金融機関がユーザーに口座開設時にとる意思確認、ユーザー同意のようなものですが、例えば、画面上に長い説明文のPDFファイルを開くボタンがあって、そのPDFを開くボタンを押さないと一番下にある次のページに行くボタンが活性化しない仕組み。先ほどおっしゃったみたいに、説明文の一番下までスクロールしないと次に進めない仕組み。あるいは「この内容に同意します」というチェックボックスを押さないと次に進めない仕組み。そういうシステム的な制御がされているユーザー同意、意思確認は今も行われています。そういったことが金融機関による口座開設のタイミングで行われている実態はあります。ただし、それにより本当に意思確認がどこまでできているかという、個人的にはほぼ形骸化していると思っています。あの文章を一から百まで、最後まで読んでいる人はほぼいないですし、もうそういうものだと思って皆さんやっているの、今回のこの会社の設立、定款の意思確認、特に公証人という権限のある方、資格のある方と面談して意思確認を行うということと同等レベルのことをしようとすると、このような形では不十分ではないかと考えています。ではどういう形であれば十分なのかという、24ページで記載しているとおりの、まず身元確認はJPKIでいいと思うのですが、意思確認はその意思確認の中身の目的を分解して、それぞれに合った形で1つずつデジタルの手法を変えていくことが必要ではないかというのが個人的な思いです。今記載している以外の方法で何かあるかということところは現時点ではなかなか浮かんでおりません。

○**原田委員** ありがとうございます。

○**佐久間座長** 梅野委員お願いします。

○**梅野委員** 弁護士の梅野と申します。今日はありがとうございます。1点だけ確認させていただきたいのですが、参考資料15の8ページのマトリックスの表のワのところですが、ICチップの読み取りはユーザビリティという点で二重丸がついています。これはあくまで犯収法との関係でのユーザビリティを説明されていると理解しております。これとは別に、例えば、電子定款に電子署名をするといった場合には、定款をPDFファイルにした上でマイナンバーカードの署名用電子証明書を使って電子署名をするというプロセスがあります。その際には、カードリーダーを購入しなければならないとか、ソフトの使い方が難しいということもあって、必ずしもユーザビリティは高いものではないと理解しているのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○**松山氏** ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。ここのユーザビリティと言っているのは、あくまで操作の面で、そもそもICチップ読み取りができるチャネルを用意

するところから考えると、ハードルは高いと思います。特に定款作成は基本的にパソコンで行うと思いますので、マイナンバーカードを使って電子署名を付そうと思うと、機器を買ってパソコンにつなげて、ICチップ読み取りしなければならないというところが出てくるのは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、ここも変えられる気はしていて、例えば定款を作ってPDFまでしてしまえば、そこに電子署名を付す行為自体はパソコンからスマホのアプリを呼び出すような、QRコードをパソコン上に表示してそれを読み込めばアプリが起動してそこでJPKI、公的個人認証による電子署名を付すことができる仕組みは作れますので、今後ユーザビリティは改善していく方向にあると思います。けれども、現時点ではパソコン上で電子署名を付すこと自体がそれなりにハードルのあるものと理解しております。

○梅野委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。時間の都合上、リアルタイムでのやりとりはここで終わらせていただきたいと思います。ただ、大変詳しくご説明いただきましたので、松山様にぜひ伺いたいことがなございましたら、松山様には大変お手数をおかけしますが、事務局経由で委員からの質問をお送りさせていただきますので回答にご協力いただきたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

○松山氏 はい、お問い合わせがあれば連絡ください。

○佐久間座長 松山様におかれましては大変お忙しい中、貴重なお話をいただきまして誠にありがとうございました。これを活かして今後なお検討を進めたいと思います。検討会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは適宜ご退室いただきますようお願いいたします。

それでは、もうあまり時間はありませんけれども、今後検討会としては1回が予定されておりますが、それにあたって、あるいはその後についても何かご意見があれば承っておきたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

では、最後に次回の議事日程等について事務局から説明をお願いします。

○藤田課長 本日もありがとうございました。次回第7回会議ですけれども、3月21日の開催を予定しています。座長からありましたとおり、次回が本検討会としては最終回を予定しています。進行については座長と相談して改めてご連絡いたします。

また、本日の会議について、前回同様、速やかに議事録を公開したいと思いますので、ご協力をお願いします。議事録公開までの間は、自らのご発言部分を除きまして、対外的に明らかにすることのないようお願いいたします。

○佐久間座長 これをもちまして、本検討会の第6回会議を閉会いたします。本日も熱心なご議論を賜りまして誠にありがとうございました。

—了—